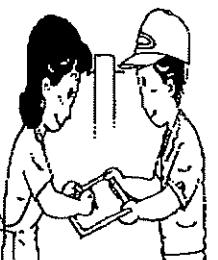


柏崎民商公報

平九四五一〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 二三一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

19年12月23日

増税で新たな消費不況へ突入！ 5%引き下げる署名で世論と運動を



「8月から仕事が減ってきて、10月からは増税。後半はろくな仕事をしていない。来年はどうなるのか？」（製造業者）「消費税の増税もあるかもしれないが、本当にお客が来ない。行きへの不安や辛苦を訴えています。

日本銀行が発表した12月の短観（全国企業短期経済観測調査）は、大企業製造業の指数（ID）がゼロで、6年9ヶ月ぶりの低水準。また総務省発表の10月の家計調査では、消費支出が前年同月に比べ5・1%も減少、下げ幅は前回の消費税増税時（14年4月）以上など、政府内の指標は悪化し、日本経済が急速に新たな「消費不況」へと突入。さらに10月の消費税増税後は、社会保障の改悪を相次いで発表。日本経済の6割が個人消費。まずは消費税率を5%へ引き下げ、消費を活発にさせましょう。死活問題にかかるインボイス制度・複数税率を即時廃止させましょう。署名を集め、世論と運動を広げましょう。

みんなの協力で前進させよう

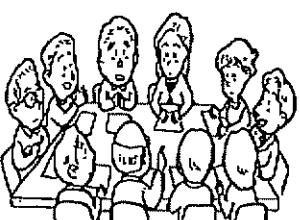
役員等学習＆望年会を開く

民商事務所の年末年始の休み

師走の多忙な15日（日）の午後から民商の役員等が11人集まり、「みんなの協力で民商を前進させよう」と学習会を開催。「そもそも私

たちの民商」とは「局長がテキストを活用して説明。その後、「私にとっての民商とは」「民商を前進させるカギは」などを話し合いました。

「私は2世で、親（青色申告者）が税務調査になって、民商に相談したことが入会のきっかけ。平成19年から私になった。民商に入つて良かつたし、プラスになっている。記帳はパソコン会計ソフトできちつと付けることにしてきた。建設業の許可や入札登録も最初は事務局にお願いしていたが、今は自分でできるようになつた。これからは、消費税こと、税務署の対応など今までと状況も変わり、民商や事務局任せでなく、自分も勉強していかないとダメ。会員さんにも勉強会に参加してもらいたい」とある役員さんが語りました。



1月の弁護士無料法律相談は15日

予約制になりますので相談希望者は民商事務所まで連絡下さい。

商工新聞の年内最終号について

23日付けの今週号が最終号です。また新年号は年内に担当者にて届くよう手配します。

民商事務所の年末年始の休み

事務所は、28日（土）から1月5日（日）まで休みになりますので、了承下さい。急用の際には、お近くの役員さんに連絡下さい。

